

令和5年3月24日決定

令和3年(ラ)第172号 四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立却下決定
に対する即時抗告事件

決 定 要 旨

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

- 【主文】
- 1 本件各抗告をいずれも棄却する。
 - 2 抗告費用は、抗告人らの負担とする。

【理由の要旨】

第1 事案の概要

本件は、抗告人らが、相手方が設置、運転している発電用原子炉施設である伊方発電所（以下「本件発電所」という。）3号炉（以下「本件原子炉」という。）及びその附属施設（以下、本件原子炉とまとめて「本件原子炉施設」という。）は、特に地震に対する安全性を欠くとして、人格権に基づいて本件原子炉の運転の差止めを命ずる仮処分命令を申し立てる事案である。

第2 当裁判所の判断

- 1 本件における司法審査の在り方について（詳細は、決定34頁以下）

原子力規制委員会は、本件原子炉施設について、地震に対する安全性を含む規制基準（以下「新規制基準」という。）に適合するとの判断を行ったものであるところ、相手方が本件原子炉を運転できるようになったのは、申請をして同委員会から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）所定の許可処分を受けたからであり、同委員会は、許可処分をするにあたり、新規制基準に基づき、地震に対する安全性を含めて審査している。原子炉等規制法が、同委員会に安全性の基準の策定及び基準への適合性の審査の権限を与えた趣旨にかんがみれば、本件においては、裁判所が直接本件原子炉施設の安全性を判断するのではなく、当該審査に用いられた具体的審査基準（新規制基準）に不合

理な点があり、又は原子力規制委員会の判断及びその過程等に不合理な点があるかどうかについて判断するべきである。

そして、人格権に基づく妨害予防請求として原子力発電所の運転差止めを求める民事保全事件である本件においては、飽くまで本件原子炉の運転により原告人らの生命、身体又は健康が侵害される具体的危険性が認められるか否かが問題となるのであり、かかる具体的危険性については、原告人らが主張疎明責任を負うのが原則である。

仮に伊方最高裁判決の判断枠組みを参考にするとしても、相手方は、適合性の判断主体ではなく、飽くまで申請を行った者であることからすると、相手方は、本件原子炉施設の基準地震動の策定根拠等を含めた申請に関する内容等について具体的に主張し、資料を提出するなどして新規制基準に適合していることについて主張、疎明を行えば足り、相手方はこれを行っているといえるから、原告人らにおいて、原子力規制委員会の具体的な審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設がこの具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることについて主張疎明するべきである。

2 本件原子炉施設の地震等に対する安全性について

(1) 新規制基準自体の不合理性について（詳細は、決定39頁以下）

本件原子炉施設が規制基準に適合するかという極めて高度な最新の科学的・技術的知見に基づく総合的判断において、その判断に用いられる具体的な審査基準（新規制基準）に不合理な点があるとしても、それだけで、直ちに原告人らの生命、身体等が侵害される具体的危険があるとの疎明がされたとはいえない上、原告人らの指摘する強震動学の本質・内容、基準地震動の推移や基準地震動を超えた地震動を観測した5つの事例（以下「本件超過事例」という。）の存在等を考慮しても、新規制基準自体が不合理であるとはいえない。なお、本件超過事例のうち、3つの事例は新規制基準の下における基準地震動を超えた事例ではなく、また、新規制基準の下における基準地震動 S_s を一部の周期帯ではあれ上回った

2つの事例は、本件発電所に最も影響を与える中央構造線断層帯による内陸地殻内地震とは発生様式の異なるプレート間地震の事例であり、地震発生様式の異なる事例を引き合いにして、本件原子炉施設の基準地震動の策定や新規制基準の内容が不合理であるということとはできない。

(2) 新規制基準の適用の不合理性について（詳細は、決定46頁以下）

抗告人らは、相手方の策定した本件原子炉施設の基準地震動650ガル及び南海トラフ地震の想定地震動181ガルが他の地震の観測記録と比較して低水準である旨を主張するが、震源特性、伝播特性及び増幅特性等の地域特性を考慮することなく、最大加速度の数値のみを比較することで、上記地震動が低水準であるなどとはいえず、その他抗告人が主張するところを考慮しても、原子力規制委員会の審査及び判断が合理性を欠くことについて、疎明がされたとはいえない。

3 抗告人らの原審及び当審におけるその余の主張を検討しても、現在の科学的知見からして、本件原子炉の運転期間中に本件原子炉施設の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高く、これによって抗告人らの生命、身体等が侵害される具体的危険があるとの疎明があったとは認められない。

4 よって、原決定は相当であり、本件各抗告は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり決定する。

広島高等裁判所第4部	裁判長裁判官	脇	由	紀
	裁判官	梅 本	幸	作
	裁判官	佐々木	清	一